

令和8年 公告第16号

富士見町農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

富士見町の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された変更後の農業振興地域整備計画案について意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の案に係わる農用区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年5月21日の翌日から起算して15日以内にこれを申し出ることができる。

令和8年4月21日

富士見町長 渡 辺 葉

1. 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

自 令和 8年 4月 21日

至 令和 8年 5月 21日

2. 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

富士見町役場 長野県諏訪郡富士見町落合10777番地
(所管：産業課 農政係)